

## 高知県森林審議会森林保全部会議事録

1 日時 令和3年2月25日（木） 14時から15時30分

2 場所 高知共済会館 COMMUNITY SQUARE 3階 桜

3 出席者

(1) 審議会委員

大石 弘秋 一般社団法人高知県山林協会会長理事

川田 勲 高知大学名誉教授

内田 洋子 環境カウンセラー

(2) 高知県

川村 竜哉 林業振興・環境部長

小原 忠 林業振興・環境部副部長

二宮 栄一 治山林道課長

河渕 昭人 治山林道課課長補佐

高宮 隆 治山林道課チーフ（林地保全担当）

4 会議

(1) 開会

司会（治山林道課課長補佐）より、森林審議会森林保全部会委員5名のうち3名の出席となっているが、1名が遅れて到着する旨を報告し開会。

(2) 林業振興・環境部長あいさつ

(3) 議長選出

高知県森林審議会規則第3条第3項により大石部会長が議長を務め、議事に入る。

(4) 議事

《大石部会長》

規則の定めるところによりまして、議長を勤めさせていただきます大石でございます。委員の皆様には忌憚のない御意見をいただき議事を進めてまいりたいと思いますので、御協力をお願いします。1名の委員が遅れているようですが、進めてまいりたいと思います。

それでは、ただいまから、本日の議事に入りたいと思います。

まず、高知県森林審議会規則第3条第7項により、本日の議事録署名委員を選出しなければなりません。本日も出席のお二人をお願いしてよろしいでしょうか。

《委員一同》

異議なし

《大石議長》

それでは、川田委員さんと内田委員さん、よろしくお願いいたします。

それでは、先にいただいております諮問文につきまして、事務局より朗読をお願いいたします。

《治山林道課長 二宮》

治山林道課の二宮です。私の方から、諮問文を朗読させていただきます。

2 高治林第1164号

高知県森林審議会様

森林法（昭和26年法律第249号）第68条第2項の規定に基づき、下記のことについて諮問します。

令和3年2月25日

高知県知事 濱田省司

1. 石灰石の採掘に伴う保安林の解除について

(1) 申請者 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

日鉄鉱業株式会社

代表取締役社長 小山博司

場 所 吾川郡仁淀川町別枝字カゲ畠2907-37ほか

以上です。

《大石議長》

ありがとうございました。

ただいま朗読いただきました諮問の内容につきまして、皆様にご検討いただきまして、本日答申をしたいと思っております。

それでは、内容につきまして事務局から説明をお願いします。

《治山林道課長 二宮》

改めまして、治山林道課の二宮でございます。

本日は年度末のお忙しい中ご参集いただきまして、ありがとうございます。恐れ入りますが、着席のまま説明させていただきます。

本日の森林審議会森林保全部会でご審議をいただきます案件は、日鉄鉱業株式会社が昭和46年から、仁淀川町及び津野町において、石灰石の採掘を行ってることに伴う保安林解除の案件でございます。

まずは、お手元の「森林審議会について」をご覧ください。

1 ページには、森林審議会の設置、所掌事務などを規定しています森林法第68号から第73条を抜粋しております。

また、同ページの下段には、部会の設置、所掌事務の分掌などを規定しております森林法施行令第7条の抜粋でございます。

2 ページをお開きください。

高知県森林審議会規則でございます。規則の第4条には、部会に関する規定がございまして、第3項には、部会の所掌事務を規定しており、林地開発行為に関する事項、保安林の転用に係る解除に関する事項を所掌することとなっております。

3 ページをお開きください。

林地開発許可制度及び保安林の転用解除に係る森林審議会の意見の聴取に関する基準を掲載しています。

保安林の転用解除に関しましては、下段の「保安林のの転用解除に係る個別に森林審議会の意見の聴取を要しない基準」をご覧ください。

第2条に、転用目的に係る事業が国または地方公共団体により行われるもの及び転用に係る解除の面積が1ヘクタール未満のものにつきましては、森林審議会意見の聴取を要しないとされています。今回の案件は1ヘクタールを超えていますので、審議をお願いするものでございます。

続きまして、青いインデックスの関係法令をご覧ください。

1 ページから2 ページにかけまして、保安林の指定解除に関する条文を抜粋しております。森林法第26条が大臣権限、第26条の2が知事権限に係る保安林解除に関する規定となっております。

それぞれ第1項が「指定の理由が消滅したときは保安林を解除しなければならない。」第2項が「公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。」と規定されています。

第27条には、指定及び解除の申請について規定されておりまして、同条第3項では、「都道府県知事は申請書に意見書を附して農林水産大臣に進達しなければならない。」とされています。

3 ページをお開きください。

下段に、林野庁長官通知の「保安林の転用に係る解除の取扱い要領」を抜粋しております。第3の(1)にありますように、「都道府県知事は、森林法第27条第3項の規定

による、意見書の提出にあたっては、都道府県森林審議会の意見を聴し、その結果に基づき適否を明らかにした上、意見書を提出するものとする。」とされています。

なお、先に述べました「保安林の転用解除に係る個別に森林審議会の意見の聴取を要しない基準」につきましては、本通知のただし書きを基に定めていますことを申し添えます。

4ページをご覧ください。

日鉄鉱業株式会社が行います石灰石の採掘が鉱業法に基づくものでありますことから、鉱業法を抜粋してございます。

今回の解除申請は、日鉄鉱業株式会社が、森林法第26条第2項の「公益上の理由により必要が生じたため」保安林を解除しようとするものでして、これらの法令、規則等に則しまして、本日、森林審議会にお諮りするものでございます。

それでは保安林解除申請についてのご説明に入らせていただきます。

資料1の事業概要に沿って説明させていただきます。

1ページをお開きください。

1の事業の目的は、先ほどから申し上げておりますとおり、鉱業法に基づく石灰石の採掘で、2の申請者の住所、氏名は、東京都千代田区に本社を置きます日鉄鉱業株式会社 代表取締役社長、小山博司でございます。

次に、3の解除申請面積及び土地利用計画ですが、解除申請地は吾川郡仁淀川町別枝字カゲ畠2907-37ほか9筆、5.8940ヘクタール、高岡郡津野町芳生野字大黒丙4446-5、0.1247ヘクタール、合わせまして、6.0187ヘクタールの解除申請となっております。

事業全体の土地利用計画は、表にとりまとめておりますとおり、採掘事業用地、残置森林などを含めまして、522.0344ヘクタールとなっております。

申請地でございますが、資料2の1ページをご覧ください。

今回の申請であります鳥形山鉱山は、鳥形山を中心に仁淀川町と津野町の一部にかかる約640ヘクタール、紫色の実線で囲んだ区域が鉱区となっております。

同資料の2ページをお願いします。これが、採掘区域の拡大図となっております。

オレンジの実線で囲んだ区域が保安林区域となっております。なお、中程の着色していない部分の保安林は解除済みとなっております。緑色で着色した区域が残置森林で、紫色で着色した区域が、今後、将来、石灰石を採用する区域となっております。

今回、保安林解除申請する区域は、赤く着色した区域であり、今回令和4年度から

8年度までの、5年間で採掘区域が拡大する区域を示していきまして、今回の保安林解除の申請区域となっております。

次に黄色い実線で示しています、A-A'、B-B'、C-C'の3つの横断面図については、3ページに記載しています。

3ページをお開きください。

5年間で採掘する箇所を色分けして図示しております。今回の解除申請区域は赤字で、「今回申請区域」と示した部分となります。

それぞれの横断面図で、今回申請区域となっているところが該当することになります。

資料1の1ページにお戻りください。

4のこれまでの経過と申請理由、2ページの5事業計画、3ページの6代替施設の計画、7その他の事項、8処理の方針につきましては、ここに記入されている内容を資料2やパンフレットなどを利用しながら、一括して説明をさせていただきたいと思っております。

まずは、同資料の5ページ、「鉱業所概要」をご覧ください。

Iの沿革にありますように、当事業は、昭和44年に鳥形山開発事務所を開設し、昭和46年から生産を開始しています。事業活動は向こう100年以上継続する予定となっております。

採掘状況については、お手元にお配りしているパンフレットによって説明させていただきます。パンフレットの5ページをご覧ください。鳥形山山頂より階段状に採掘を行い、タイヤショベルで大型ダンプトラックに積み込み、6ページ右下の写真のように第1、第2立坑に石灰石を投入します。7ページをお開きください。立坑に投入された石灰石をクラッシャーにて粉碎し、8ページに写真が出ていますが、長距離ベルトコンベアーによりまして、須崎市まで石灰石を運んでおります。ベルトコンベアーの設置場所につきましては、9ページから11ページに位置をつけております。当地から須崎市まで、全長23.3キロメートルの延長で運んでいます。

資料1の資料5ページに戻ります。

Ⅲの従業員数であります。直轄社員は194名。このうち、仁淀とありますが、鉾山に従事する方の人数で108名。須崎とありますが、出荷ラインの方々で86名となっております。いずれも令和2年4月1日現在の人数となっております。

同資料の6ページをお開きください。

Vの年度別生産数量の推移でございます。令和元年度までの累計生産量は5億6,000

万トンあまりを生産しております。近年の年間生産量が1,300万から1,400万トン程度と安定しており、令和2年度から5年間の年間生産量は1,350万トンを見込んでおります。年間販売額は129億600万円を、見込んだ計画となっております。この事業に要する経費は412億4,215万円で、これにつきましてはすべて自己資金と製品売上によって賄う計画となっております。

次に、保安林解除の経過についてご説明します。保安林の解除につきましては、林野庁から期間が長期にわたる場合は、経済状況の変化等により、事業計画が変更になる可能性もあることから、確実性が判断できる範囲内の期間で申請するよう指導されているところです。

このことから、これまでも採掘区域の進展に伴い、5年ごとに解除申請を行ってきたという経緯がございます。

同じ資料の4ページをお開きください。

これまで、鳥形山鉦山の採掘事業区域において、11回の保安林解除手続きが行われており、今回12回目の保安林解除手続きとなっております。今回の保安林解除申請における保安林の解除面積は、表の解除・採掘・計欄、赤の実線でマーキングしていますところですが、全体で237.3146ヘクタールの解除となります。

石灰石の採掘は、保安林解除または保安林解除予定通知を受けて、山頂より順次下方へ採掘してきてはおりますが、令和4年度からの採掘区域は、保安林解除区域及び解除予定区域からさらに下方の保安林区域について拡大せざるを得ないため、今回、当該保安林区域の解除が必要となったものでございます。

今回の日鉄鉦業株式会社から申請がありました保安林解除につきましては、同じ資料の7ページの変更施業案の認可の写しにありますとおり、鉦業法第105条の採掘権に基づく石灰石の採掘でありますことから、「公益上の理由により必要が生じたとき」に該当するものでございます。

したがって、「公益上の理由による解除の要件」であります、事業の必要性、他に適地を求めない理由、必要最小限の根拠、災害防止対策の適否、及び事業実施の確実性について、審査にあたりました。

また、事業実施の確実性については、計画の具体性、土地使用の権利、他法令等の許認可、事業の認可、資金、信用、技術、及び地元等の同意について審査をいたしました。

審査の結果としまして、  
事業の必要性につきましては、鉱業法に基づく鉱物採掘事業であり、また地元労働者の雇用により、過疎化対策や地方財政に大きく寄与していること。

他に適地を求めない理由につきましては、鉱業法の施業案により計画決定された箇所継続地であることから、他に適地を求めるのは困難であること。

必要最小限の根拠につきましては、5ヵ年間の採掘計画としていることから、必要最小限であること。

災害防止対策につきましては、雨水処理として、30年確率雨量強度まで安全に流下できる排水路の設置を計画していること。

土砂流出防止対策としては、資料2の2ページをご覧ください。

下流河川への土砂の流出防止のため、鉱山の周囲には37基の砂防堤が設置されており、随時、浚渫を行い土砂の流出を防止しております。令和4年から5年間では、右上の第3堆積場の下流砂防堤、下の方にあります黒滝下流砂防堤など6基で26万立法メートル余りの浚渫を予定しております。浚渫を予定しています砂防堤は、台形で示し桃色で着色した箇所の砂防堤となります。

同資料の4ページ資料をお開きください。

砂防堤の設置位置の一部を抜粋して写真を掲載しています。このような砂防堤により、採掘場所からの土砂の流出を抑止する対策が取られています。また、随時、砂防堤の浚渫を行い土砂災害に対応することとしています。

同資料の2ページにお戻りください。

次に、落石防護柵としましては、図面の左側に水色にて着色した部分が、今回設置する箇所でございます。採掘区域が広がることから、既存の防護柵がある訳ですが、この既存の防護柵の外側に落石防護柵2,000メートルを設置することとしております。

同資料の5ページをお願いします。

既存の落石防護柵の写真です。このようなH形鋼利用した防護柵を設置しまして、落石を防護する計画となっています。なお、左側の写真のトレンチ、緩衝帯といいますが、緩衝体につきましては、鉱量を把握するため、試掘した時のものがございます。こういったものも利用しながら落石を下まで落とさない計画となっております。

次に、代替保安林でございます。資料1の4ページをお開きください。

保安林解除面積は、表の第12回、解除の累計、中段に緑の実線で囲んでいる部分ですが、過去に示されているとおり、245.3972ヘクタールの解除が行われることに対しまして、代替保安林の指定は、一番下段に緑の実線で囲んでいる部分がありますが、312.5472ヘクタールとあります。これが、代替保安林として指定したものであります。このようなことから、解除の各要件、基準を満たすものとなっています。

次に、事業実施の確実性につきましては、5ヵ年間の計画であり内容も具体的、かつ、用地はすべて日鉄鉱業が所有し、鉱業法及び林地開発許可を受けていること。

事業計画費に対しては、残高証明などより十分な資力があり、これまでの実績から信用、技術力があること。

仁淀川町長及び津野町長、地元区長からの同意を得られていること。など、事業実施の確実性は高いものとなっています。

これらのことから、本申請につきましては、すべての解除要件、審査基準を満たしており、保安林解除はやむを得ないものと判断されます。

以上で保安林解除案件の審議内容の説明を終わらせていただきます。  
ご審議のほどよろしく申し上げます。

《大石議長》

事務局からの説明が終わりましたので、これから審議をしていきます。

《内田委員》

ご説明ありがとうございます。

今回の解除箇所は、全体計画から見ても非常に少なく、あまり影響もないとは思いますが、写真を見て分からないところがあるので、教えていただきたいと思えます。

資料2の4ページの写真ですが、南の方で石灰石が流れているような写真が見受けられますが、どういう状態なのか教えていただきたいです。

《治山林道課長 二宮》

今のご質問は、黒滝本流砂防堤の上の方で白く見える箇所だと思うのですが、採掘中にどうしても多少は落ちることがあります。この下流には、砂防堤などが随所に配置されており、これらが一気に下流へ流れることがないように対策はとられています。一時的に掘削する際に落ちていくものが堆積しているものと認識しています。

《林業振興・環境部長 川村》

少し補足しますと、実は私もここに来る直前に気になりましたので、グーグルの衛星写真で確認してまいりました。今、課長が申し上げたように、直下に砂防堰堤が配置されており、日鉄鉱業さんの方できちんと対策されています。

《内田委員》

ありがとうございました。  
写真を撮られたタイミングなども、あろうかと思えます。

《大石議長》

実際は、先ほど話があったように開所当時から対策して、全部で37基が谷ごとに配置されています。私も地元の者ですが、切羽はどうしても多少はこのように落ちることがありますが、現地は部長が言われたように、それなりの策がとられています。他に何かございますか。

《治山林道課長 二宮》

少し補足させていただきます、先ほどの37基ですが、本当はこの資料の中で、どのように堰堤が配置されているか分かる図面であれば良かったのですが、申し訳ありませんが、これだけの数を図示すると分かりにくいところがあります。

実際は、大きい谷から小さい谷まで、くまなく堰堤が配置されています。

今回は、ピンクで色塗りしているところが浚渫する箇所であったもので、そこだけは強調させてもらってますけど、今、委員さんの仰られるような心配につきましては、土砂が流れるような事があってはいけませんので、私どもも随時確認をしてまいりますし、また、日鉄鉱業さんも浚渫するということで、下流には流さないという意識で堰堤の裏の土砂を取り除いてくれてますので、土砂流出の心配はない対応ができていると考えています。

《内田委員》

資料2の2ページ目と3ページ目になります。3ページのA-A'の断面図ですが、A'側の端の方が今回の申請区域ということですが、山腹斜面になっていると思いますが、この部分を解除ということになっているのですよね。

素人考えですが、山腹斜面を切って大丈夫なのかと疑問が湧くのですが、その下流には砂防堤があつたりするのでしょうか。

《治山林道課長 二宮》

資料2のA-A'の横断面図を見ていただいた時に、左側のA'の所に防護柵が入って

いないようになっていますが、こちらの谷にも砂防堤は配置されておりますので、何らかの形で土砂が落ちたとしても、砂防堤により止めることができることとなっております。

切り口の部分が今回の保安林解除となり、そこが急峻であるとか落石が起こりそうであるといった場所であれば、資料の2の5ページで見ていただきました落石防護柵などを要しまして、石が落ちないように対策をとりますので、心配はないと思っています。

《内田委員》

分かりました。ありがとうございました。

自分たちも気軽に見学に行けるところではなく、少し想像力を働かせる必要がありましたので聞かせていただきました。ありがとうございました。

《内田委員》

昨年もそうでしたが、温暖化の影響か雨の降る量も多くなってきたと思うのですが、このあたりの雨量であるとか、それによる影響など何かありましたらお教えいただきたいです。また、それに対する対策などありましたらお教えいただければと思います。

(川田委員、着席)

《治山林道課長 二宮》

ここの雨量について、具体的な数値は手元に持ち合わせておりませんが、対策としては、大雨が降った場合でも、石灰石でありますから、すぐに浸透してしまうというようなところもありまして、林地開発の資料を見ますと洪水調整池は必要ないとなっています。ただ、場内の排水施設につきましては、掘り下げるときに導水路を作り、排水溝に持っていくという対策はしています。

その際の林地開発の際の資料を見ますと、有害物質などについても水質調査の結果、問題ないとされています。坑内からの水についても綺麗な水が排出されており、問題ないと資料が残っております。そういった排水対策もきちっとやっています。

《大石議長》

二宮課長から話があったように、非常に雨が多いところでして、4年ほど前には10日足らずの間に2,000ミリメートルほど降ったことがあります。鳥形山はそれくらい雨が降り多いところですが、先ほども話があったように周辺には37基の砂防堤を設定して対策をとっており、土砂災害などが起こるといったことはないところです。

《内田委員》

ありがとうございます。やっぱり県民にしてみたら、山の木を切ると気になるとは思うのですが。

《大石議長》

先ほど話があったように、保安林の解除にあたっては周囲に残置森林や代替保安林を設置するなどしておるようですし、堆積地も法面工などの対応をさせていただいているようで、地域からも心配ないと言っています。

《内田委員》

ありがとうございます。しっかりした対策を取られた会社ということで安心しました。

《大石議長》

川田先生、何かございますか。

《川田委員》

問題ないと思いますので、何もございません。

《大石議長》

他にございませんか。

他にご意見もないようでございますので、今回の保安林解除につきましては適当ということで、ご異議ございませんでしょうか。

《委員一同》

異議なし

《大石議長》

それでは、皆さん異議なしということでございますので、答申案作成のため小休止とさせていただきます。

－ 休 憩 －

《大石議長》

それでは、正会に復します。

事務局は答申案を配布してください。

それでは、答申案の朗読をお願いします。

《治山林道課長 二宮》

はい。答申案を朗読させていただきます。

(案)

番号、年月日

高知県知事 濱田 省司 様

高知県森林審議会会長、川田 勲

保安林解除の案件について (答申)

令和3年2月25日付け2高治林第1164号で諮問のあった下記のことについては、適当と認めます。

記

1. 石灰石の採掘に伴う保安林の解除について

(1) 申請者 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

日鉄鉱業株式会社

代表取締役社長、小山 博司

場所 吾川郡仁淀川町別枝字カゲ畠2907-37ほか

《大石議長》

ありがとうございました。答申案を朗読していただきましたが、この内容よろしいでしょうか。

《委員一同》

異議なし

《大石議長》

異議はございませんので、答申案のとおり答申することとします。

《林業振興・環境部長 川村》

答申をいただきまして、ありがとうございました。

ご意見をいただきましたことは、事業者の方にもお伝えしまして、適切な事業運営を進めていきますよう指導してまいりたいと思います。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございました。

《大石議長》

本日の議事は以上でございますので、終了したいと思います。ご協力ありがとうございます。

ございました。議長としての役目は終わりましたので、事務局にお返しします。

《治山林道課課長補佐 河渕》

大石部会長様、ありがとうございました。

川田委員が遅れておりましたが、審議の時点では森林審議会森林保全部会の委員5名のうち、3名の方にご出席いただいております、高知県森林審議会規則第3条第4項の規定により、会議は成立していたことをご報告します。

委員の皆様、熱心なご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の森林審議会森林保全部会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。